

漁業法第 62 条の規定に基づく 広島海区漁場計画

(共 同 漁 業 権)

別冊 6 冊のうち 1

大竹市、廿日市市、広島市
安芸郡坂町 海面

存 続 期 間 免許の日から
令和 15 年 8 月 31 日まで

公示番号

共第 1 号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市御幸町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウ 2 を結んだ 2 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	大竹市小方 1 丁目飛石港防波堤北側付け根
基点 2	大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角
ア	1 から94度10分の線と距岸150メートルの線との交点
イ	ウから58度30分の線と距岸150メートル（大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地を除く）の線との交点
ウ	2 から328度30分75.228メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波 1 ～ 8 丁目、小方 1 ・ 2 丁目、御園 1 ・ 2 丁目、黒川 1 ～ 3 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第 2 号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市玖波地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）
基点 2	大竹市玖波 1 丁目恵川河口左岸角
ア	1 から廿日市市宮島町革籠崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2 から廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波 1 ～ 8 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第 3 号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸150メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸150メートルで結んだ線とカ 4 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
基点 2	大竹市可部島北端
基点 3	大竹市可部島南端
基点 4	廿日市市宮島町革箆崎
ア	1 から廿日市市大野ヤクシウ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2 から70度の線と廿日市市宮島町巖島の距岸150メートルの線との交点
ウ	2 から70度の線と大竹市可部島の距岸150メートルの線との交点
エ	3 から90度の線と大竹市可部島の距岸150メートルの線との交点
オ	3 から90度の線と巖島の距岸150メートルの線との交点
カ	4 から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波 1 ～ 8 丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第 4 号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
袋付建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市東栄3丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ2を結んだ4直線と護岸によって囲まれた区域
基点1	大竹市御幸町大竹港東栄埋立地南側護岸西側起点（大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地南東角から護岸沿い南西に260メートルの所）から護岸沿い西へ66.727メートルの所
基点2	大竹市東栄2丁目三井石油化学工業(株)排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所
ア	1から148度30分82.415メートルの所
イ	アから58度30分103メートルの所
ウ	2から大竹市猪子島北端を見通す線上796メートルの所（小瀬川中心線との交点）

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波1～8丁目、小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第 5 号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
袋付建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市御幸町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	大竹市小方1丁目飛石港防波堤北側付け根
基点2	大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角
ア	1から94度10分の線と距岸200メートルの線との交点
イ	ウから58度30分の線と距岸（大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地を除く）200メートルの線との交点
ウ	2から328度30分75.228メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波1～8丁目、小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第 6 号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
袋付建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市玖波地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）
基点 2	大竹市玖波 1 丁目恵川河口左岸角から護岸沿い北東へ50メートルの所
ア	1 から廿日市市宮島町革竈崎を見通す線と距岸250メートルの線との交点
イ	2 から廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸250メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波 1 ～ 8 丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第 7 号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
袋付建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野鳴川地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸250メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市大野ヤクショウ鼻
基点 2	大竹市と廿日市市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）
ア	1 から廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸250メートルの線との交点
イ	2 から廿日市市宮島町革竈崎を見通す線と距岸250メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波 1 ～ 8 丁目、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第 8 号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
袋付建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とキクを距岸250メートルで結んだ線とク5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
基点2	大竹市可部島北端
基点3	大竹市可部島南端
基点4	廿日市市宮島町革簗崎
基点5	廿日市市宮島町焼山
ア	1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から70度の線と廿日市市宮島町厳島の距岸200メートルの線との交点
ウ	2から70度の線と大竹市可部島の距岸200メートルの線との交点
エ	3から90度の線と大竹市可部島の距岸200メートルの線との交点
オ	3から90度の線と厳島の距岸200メートルの線との交点
カ	4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
キ	4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点
ク	5から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す（132度）線と距岸250メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市小方1・2丁目、黒川1～3丁目、御園1・2丁目、玖波1～8丁目、阿多田、廿日市市大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対厳山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第 9 号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
基点 2	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
ア	1 から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波 1 ～ 8 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第10号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウを結んだ直線とウエを大竹市可部島の西まわりに距岸200メートルで結んだ線とエオを結んだ直線とオカを距岸200メートルで結んだ線とカキを結んだ直線とクを距岸250メートルで結んだ線とク5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
基点2	大竹市可部島北端
基点3	大竹市可部島南端
基点4	廿日市市宮島町革竈崎
基点5	廿日市市宮島町焼山
ア	1から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から70度の線と廿日市市宮島町巖島の距岸200メートルの線との交点
ウ	2から70度の線と大竹市可部島の距岸200メートルの線との交点
エ	3から90度の線と大竹市可部島の距岸200メートルの線との交点
オ	3から90度の線と巖島の距岸200メートルの線との交点
カ	4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
キ	4から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸250メートルの線との交点
ク	5から江田島市沖美町小黒神島の高を見通す（132度）線と距岸250メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波1～8丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第11号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月31日まで

漁場の位置

大竹市小方 1 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 ・ 2 を結んだ直線と 3 ・ 4 を結んだ直線と護岸とによって囲まれた新川の区域
基点 1	大竹市小方 1 丁目新川橋下流側右岸付け根
基点 2	大竹市小方 1 丁目新川橋下流側左岸付け根
基点 3	2 から護岸沿い下流へ100メートルの所
基点 4	1 から護岸沿い下流へ100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市小方 1 ・ 2 丁目、御園 1 ・ 2 丁目、黒川 1 ～ 3 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第12号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月31日まで

漁場の位置

大竹市港町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた大膳川の区域
基点1	大竹市黒川1丁目大膳橋下流側右岸付け根
基点2	大竹市黒川1丁目大膳橋下流側左岸付け根
基点3	2から護岸沿い下流へ100メートルの所
基点4	1から護岸沿い下流へ100メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市小方1・2丁目、御園1・2丁目、黒川1～3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第13号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
白魚やな	2月1日から5月31日まで

漁場の位置

大竹市玖波 1 丁目地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 ・ 2 を結んだ直線と 3 ・ 4 を結んだ直線と護岸とによって囲まれた恵川の区域
基点 1	大竹市玖波 1 丁目恵川 J R 山陽本線鉄橋下流側左岸付け根
基点 2	大竹市玖波 1 丁目恵川 J R 山陽本線鉄橋下流側右岸付け根
基点 3	大竹市玖波 1 丁目恵川恵川新橋上流側右岸付け根
基点 4	大竹市玖波 1 丁目恵川恵川新橋上流側左岸付け根

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波 1 ～ 8 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第14号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町長浦ノ鼻地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアを中心とした半径200メートルの円周によって囲まれた区域
基点 1	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
ア	1 から大竹市御幸町大竹港東栄地区埋立地緑地護岸北西角を見通す線と廿日市市宮島町革籠崎から大竹市阿多田島高山の高を見通す線を北西に延長した線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市玖波 1 ～ 8 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第15号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
とりがい	12月 1 日から翌年 4 月30日まで
なまこ	1 月 1 日から12月31日まで
しゃこ	1 月 1 日から12月31日まで
えむし	1 月 1 日から12月31日まで

漁場の位置

広島県と山口県との県境地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、ア5、5イ、イウ、ウ7、7・2を結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第3号、共第16号の区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
基点2	廿日市市宮島町革簗崎
基点3	小瀬川河口における広島県と山口県との県境第1標柱
基点4	大竹市東栄2丁目三井石油化学工業 [※] 排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所から大竹市猪子島北端を見通す線上796メートルの所（小瀬川中心線との交点）
基点5	大竹市甲島の高
基点6	大竹市白石灯台
基点7	大竹市阿多田島シビト鼻
ア	3から4を見通す延長線と5から大竹市玖波356高地を見通す線との交点
イ	5から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と6から愛媛県松山市津和地竹の子島の高を見通す線との交点
ウ	7から呉市倉橋町黒島北西端を見通す線と6から竹の子島の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田、呉市音戸町（ただし早瀬、田原を除く。）

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第16号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
うに類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	大竹市阿多田島及び猪子島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第17号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで
うに類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市甲島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸200メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	大竹市甲島の高から大竹市玖波356高地を見通す線と大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点
基点 2	大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点
ア	1 から大竹市玖波356高地を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第18号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島県と山口県との県境地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、ア5、5イ、イウ、ウ7、7・2を結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第8号、共第20号及び共第21号の区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
基点2	廿日市市宮島町革筆崎
基点3	小瀬川河口における広島県と山口県との県境第1標柱
基点4	大竹市東栄2丁目三井石油化学工業(株)排水口中央から護岸沿い東へ5メートルの所から大竹市猪子島北端を見通す線上796メートルの所（小瀬川中心線との交点）
基点5	大竹市甲島の高
基点6	大竹市白石灯台
基点7	大竹市阿多田島シビト鼻
ア	3から4を見通す延長線と5から大竹市玖波356高地を見通す線との交点
イ	5から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と6から愛媛県松山市津和地竹の子島の高を見通す線との交点
ウ	7から呉市倉橋町黒島北西端を見通す線と6から竹の子島の高を見通す線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第19号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
袋付建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市阿多田島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	大竹市阿多田島及び猪子島距岸200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第20号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
袋付建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市白石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	大竹市白石距岸250メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第21号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで
袋付建網	1月1日から12月31日まで
つぼ網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

大竹市甲島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを広島県側海面距岸200メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	大竹市甲島の高から大竹市玖波356高地を見通す線と大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点
基点 2	大竹市甲島の高から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と大竹市甲島の最大高潮時海岸線との交点
ア	1 から大竹市玖波356高地を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から呉市倉橋町鹿島南端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

大竹市阿多田

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第22号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市地御前・阿品地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市阿品と宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所）
基点2	廿日市市地御前5丁目田屋埋立地北東角
基点3	廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南西角
ア	1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から3を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第23号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市地御前地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の4ア、ア1を結んだ2直線と2・3を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側埋立地南東角から護岸沿い北へ70メートルの所
基点2	廿日市市地御前1丁目護岸東角
基点3	廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界）
基点4	廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所
基点5	廿日市市木材港南南側護岸南角から護岸沿い北西へ575メートルの所
ア	5から1を見通す線上60メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第24号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市地御前・阿品地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エ5を結んだ5直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、共第27号の区域を除く。
基点 1	廿日市市阿品と宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所）
基点 2	廿日市市地御前 5 丁目地御前漁港南側の埋立地南東角
基点 3	廿日市市地御前 1 丁目護岸東角
基点 4	廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界）
基点 5	廿日市市串戸 1 丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所
基点 6	廿日市市木材港南南側護岸南角
基点 7	6 から護岸沿い北東へ380メートルの所
ア	1 から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上300メートルの所
イ	2 から148度700メートルの所
ウ	7 から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上60メートルの所
エ	6 から198度85メートルの所

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前 1～5 丁目、地御前北 1～3 丁目、住吉 1・2 丁目、上平良、宮内、宮内 1・4 丁目、広島市佐伯区千同、旭園、海老園、海老山町、隅の浜

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第25号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市地御前・阿品地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ5を結んだ4直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市阿品と宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所）
基点2	廿日市市地御前5丁目地御前漁港南側の埋立地南東角
基点3	廿日市市地御前1丁目護岸東角
基点4	廿日市市廿日市浄化センター埋立地南西側護岸の北側起点（新旧護岸境界）
基点5	廿日市市串戸1丁目埋立地護岸東角から護岸沿い南西へ30メートルの所
基点6	廿日市市木材港南南側護岸南角
ア	1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線上300メートルの所
イ	2から148度700メートルの所
ウ	6から175度160メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第26号

漁業種類 漁業権

第 2 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つば網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオカ、カ9を結んだ2直線と10・11を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3キ、キク、ク4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営栈橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
基点2	廿日市市宮島町幸町有之浦陸間西端から東へ1番目のヒンジ式ゲート西側付け根
基点3	廿日市市宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所（県有地と町有地との境界杭）
基点4	廿日市市宮島町胡町防波堤突端
基点5	廿日市市宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根
基点6	廿日市市宮島町小なきり鼻
基点7	廿日市市宮島町聖崎
基点8	廿日市市宮島町中崎南東端
基点9	廿日市市宮島町せんご鼻北端
基点10	廿日市市宮島町包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根
基点11	10から120度の線と廿日市市宮島町包ヶ浦川右岸との交点
ア	1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から廿日市市宮島口1丁目地藏ヶ鼻の護岸南東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から廿日市市宮島口1丁目地藏ヶ鼻の護岸南東端を見通す線上500メートルの所
エ	6から廿日市市宮島口1丁目地藏ヶ鼻の護岸南東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
オ	7から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
カ	8から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上200メートルの所
キ	3から281度270メートルの所
ク	4から4度30分180メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第27号

漁業種類 漁業権

第 3 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
つきいそ	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市阿品地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	廿日市市阿品と宮島口との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所）
基点2	廿日市市阿品1丁目西幸記念碑埋立地北側付け根
ア	1から廿日市市宮島町大なきりを見通す線上250メートルの所
イ	1から廿日市市宮島町大なきりを見通す線上450メートルの所
ウ	2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上450メートルの所
エ	2から江田島市沖美町大奈佐美島北東端を見通す線上250メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市地御前、地御前1～5丁目、地御前北1～3丁目、住吉1・2丁目、上平良、宮内、宮内1・4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第28号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮浜温泉地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端
基点2	廿日市市と大竹市との海岸線における境界（鳴川川河口中央）
ア	1から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から廿日市市宮島町革籠崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第29号

漁業種類 漁業権

第 1 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島口、前空、梅原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを8から距岸150メートルで結んだ線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオカ、カ6を結んだ2直線と2・3、4・5をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島口と阿品との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所）
基点2	廿日市市下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角（永慶寺川河口左岸角）
基点3	廿日市市大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ1番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ45メートルの所
基点4	廿日市市大野毛保川河口左岸角（西側）から護岸沿い北西へ25メートルの所
基点5	廿日市市梅原毛保川河口右岸角（北側）から護岸沿い北西へ25メートルの所（河口から1番目の階段付け根）
基点6	廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端
基点7	廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地北東角
基点8	7から護岸沿い西へ51メートルの所（護岸内角）
基点9	廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地南角（地藏ヶ鼻東側護岸との交点）
ア	1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	8から46度150メートルの所
ウ	7から85度100メートルの所
エ	9から70度150メートルの所
オ	6から135度の線と距岸150メートルの線との交点
カ	6から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ5直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町弥山三角点（北緯34度16分46秒、東経132度19分10秒）
ア	1から341度21分21秒3、848.17メートルの所
イ	アから104度21分18秒9.33メートルの所
ウ	イから116度50分58秒58.55メートルの所
エ	ウから130度39分54秒11.39メートルの所
オ	エから206度54分1秒277.35メートルの所
カ	オから296度54分0秒61.27メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第30号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮浜温泉地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市林が原塩屋漁港南側防波堤突端
基点 2	廿日市市と大竹市との海岸線における境界（鳴川河口中央）
ア	1 から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2 から廿日市市宮島町革籠崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第31号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島口、前空、梅原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウを8から距岸150メートルで結んだ線とウエを距岸100メートルで結んだ線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ6を結んだ2直線と2・3、4・5をそれぞれ結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	廿日市市宮島口と阿品との海岸線における境界（宮島競艇場北東側防波堤東側付け根から護岸沿い北東へ30メートルの所）
基点2	廿日市市下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角（永慶寺川河口左岸角）
基点3	廿日市市大野永慶寺川河口右岸角から護岸沿い北西へ1番目のスベリ東側付け根から護岸沿い南東へ45メートルの所
基点4	廿日市市大野毛保川河口左岸角（北側）から護岸沿い北西へ25メートルの所
基点5	廿日市市梅原毛保川河口右岸角（北側）から護岸沿い北西へ25メートルの所（河口から1番目の階段付け根）
基点6	廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端
基点7	廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地北東角
基点8	7から護岸沿い西へ51メートルの所（護岸内角）
基点9	廿日市市宮島口フェリー乗り場埋立地南角（地蔵ヶ鼻東側護岸との交点）
ア	1から廿日市市宮島町聖崎を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	8から46度150メートルの所
ウ	7から85度100メートルの所
エ	9から70度150メートルの所
オ	6から135度の線と距岸150メートルの線との交点
カ	6から廿日市市宮島町御床浦神社を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域1	廿日市市宮島競艇場の区域
除外区域2	次のア2、2イ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ5、5シを結んだ13直線とシソを距岸150メートルで結んだ線とソタ、タアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南角（永慶寺川河口左岸角）
基点2	廿日市市下の浜永慶寺川河口左岸埋立地の護岸南東角
基点3	廿日市市上の浜かき殻粉碎工場跡地南の護岸南角
基点4	廿日市市上の浜上ノ浜漁港南側防波堤南側付け根
基点5	廿日市市上の浜上ノ浜漁港南側防波堤突端
ア	1から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上12メートルの所
イ	2から321度46メートルの所
ウ	2から330度62メートルの所
エ	3から217度107メートルの所

記号等	表示
オ	3 から225度50メートルの所
カ	3 から255度30メートルの所
キ	3 から201度18メートルの所
ク	4 から231度30分60メートルの所
ケ	4 から124度16メートルの所
コ	4 から112度14メートルの所
サ	4 から87度83メートルの所
シ	5 スを結んだ直線と距岸150メートルの線との交点
ス	3 から113度30分226メートルの所
セ	3 から150度30分345メートルの所
ソ	セタを結んだ直線と距岸150メートルの線との交点
タ	1 から永慶寺川河口左岸の導流堤を見通す延長線上220メートルの所
除外区域 3	次のアイを結んだ直線とイウを距岸5メートルで結んだ線とウエ、エアを結んだ2直線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市大野 2 丁目護岸南角（西側）
基点 2	廿日市市大野 2 丁目三菱石油コークス工場栈橋西側付け根から護岸沿い南西へ 5 メートルの所
ア	1 から135度50メートルの所
イ	1 から135度の線と距岸5メートルの線との交点
ウ	2 から栈橋に平行に引いた線と距岸5メートルの線との交点
エ	2 から栈橋に平行に引いた線上20メートルの所
除外区域 4	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市大野 2 丁目三菱石油コークス工場栈橋東側付け根から護岸沿い北東へ5メートルの所
基点 2	廿日市市大野 2 丁目護岸東角（南側）から護岸沿い南西へ45メートルの所
基点 3	廿日市市大野 2 丁目護岸東角（北側）
ア	1 から栈橋に平行に引いた線上20メートルの所
イ	1 から栈橋に平行に引いた線と距岸 5 メートルの線との交点
ウ	3 から131度の線と距岸 5 メートルの線との交点
エ	3 から131度90メートルの所
オ	2 から131度50メートルの所
カ	2 から131度20メートルの所
除外区域 5	次のアイを結んだ直線とイウを距岸10メートルで結んだ線とウエ、エオを結んだ 2 直線とオカを距岸 150メートルで結んだ線とカアを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市宮島口西 1 丁目 4 番の埋立地南西角（内角）
基点 2	廿日市市宮島口西 1 丁目 4 番の埋立地南東角
基点 3	廿日市市宮島口西 1 丁目 5 番の埋立地南角
ア	1 から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線上200メートルの所
イ	1 から廿日市市宮島町大黒鼻北西端を見通す線と距岸10メートルの線との交点
ウ	3 から廿日市市宮島町清水ヶ浦の北側の鼻（清水ヶ浦と米ヶ原との間の鼻）を見通す線と距岸10メートルの線との交点
エ	3 から廿日市市宮島町清水ヶ浦の北側の鼻（清水ヶ浦と米ヶ原との間の鼻）を見通す線上250メートルの所
オ	エとカを結んだ直線と距岸150メートルの線との交点
カ	2 から105度の線と距岸150メートルの線との交点
除外区域 6	次のアイを結んだ直線とイウを距岸 5 メートルで結んだ線とウエ、エオ、オカ、カキ、キアを結んだ 5 直線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市上の浜 2 丁目油ヶ免埋立地北端護岸角（埋立地と国道 2 号線との交点）から護岸沿い南へ20メートルの所

記号等	表示
基点 2	廿日市市上の浜 2 丁目油ヶ免埋立地北端護岸角（埋立地と国道 2 号線との交点）から護岸沿い北東へ 15メートルの所
基点 3	廿日市市屋田越樋門北端
基点 4	3 から護岸沿い北東へ37メートルの所
ア	1 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線上10メートルの所
イ	2 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ウ	4 から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線と距岸5メートルの線との交点
エ	4 から廿日市市宮島町江の浦水質管理センター護岸北角を見通す線上60メートルの所
オ	4 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線上85メートルの所
カ	3 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線上90メートルの所
キ	1 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線上80メートルの所
除外区域 7	次のアイを距岸5メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オアを結んだ4直線とによって囲まれた区域
基点 1	3 から護岸沿い南西へ91メートルの所
基点 2	3 から護岸沿い南西へ41メートルの所（排水口中央）
基点 3	廿日市市大野賀撫津かき殻搬入棧橋西側付け根の階段取付部西角
ア	1 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交点
イ	2 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線と距岸5メートルの線との交点
ウ	3 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線上10メートルの所
エ	3 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線上60メートルの所
オ	1 から廿日市市宮島町亀石灯台を見通す線上25メートルの所
除外区域8	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ 5 直線と護岸とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市宮島町弥山三角点（北緯34度16分46秒、東経132度19分10秒）
ア	1 から341度21分21秒3,848.17メートルの所
イ	アから104度21分18秒9.33メートルの所
ウ	イから116度50分58秒58.55メートルの所
エ	ウから130度39分54秒11.39メートルの所
オ	エから206度54分1秒277.35メートルの所
カ	オから296度54分0秒61.27メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口 1 ～ 4 丁目、宮島口上 1 ・ 2 丁目、宮島口東 1 ～ 3 丁目、宮島口西 1 ～ 3 丁目、深江 1 ～ 3 丁目、福面 1 ～ 3 丁目、対巖山 1 ～ 3 丁目、前空 1 ～ 6 丁目、物見東 1 ・ 2 丁目、物見西 1 ～ 3 丁目、上の浜 1 ・ 2 丁目、下の浜、梅原 1 ・ 2 丁目、塩屋 1 ・ 2 丁目、沖塩屋 1 ～ 4 丁目、林が原 1 ・ 2 丁目、丸石 1 ～ 5 丁目、宮浜温泉 1 ～ 3 丁目、八坂 1 ・ 2 丁目、大野 1 ・ 2 丁目、大野原 1 ～ 4 丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第32号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市大野、宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次のアイを結んだ直線とイウを廿日市市宮島町距岸150メートルで結んだ線とウエを結んだ直線とエアを廿日市市距岸150メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市宮島口西観音崎
基点 2	廿日市市宮島町大黒鼻北西端
基点 3	廿日市市宮島町白鼻
基点 4	廿日市市梅原蛭ヶ崎南鼻
ア	1 から 2 を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2 から 1 を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3 から 4 を見通す線と距岸150メートルの線との交点
エ	4 から 3 を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第33号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
とりがい	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については、次の除外区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
基点2	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
ア	1から廿日市市上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の1ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、ク3を結んだ9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ケコ、コサ、サシ、シケを結んだ4直線によって囲まれた区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町下室浜水場の東鼻
基点2	廿日市市宮島町下室浜水場の北鼻
基点3	2から北へ1番目の鼻
ア	1から297度45分75メートルの所
イ	2から243度30分160メートルの所
ウ	2から304度30分140メートルの所
エ	2から346度の線と3から288度の線との交点
オ	3から288度90メートルの所
カ	3から280度110メートルの所
キ	3から257度80メートルの所
ク	3から288度25メートルの所
ケ	1から337度80メートルの所
コ	1から350度150メートルの所
サ	1から10度130メートルの所
シ	1から10度60メートルの所
除外区域2	次の2ア、アイを結んだ2直線とイオを距岸150メートルで結んだ線とオカ、カ5を結んだ2直線と4ク、クキ、キ3を結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町大川浦赤石

記号等	表示
基点 2	1 から42度の線と最大高潮時海岸線との交点
基点 3	廿日市市宮島町大川浦東大岩
基点 4	6 から184度の線と最大高潮時海岸線との交点
基点 5	3 から19度の線と最大高潮時海岸線との交点
基点 6	廿日市市宮島町白鼻
ア	3 から214度180メートルの所
イ	アとウを結んだ直線と距岸150メートルの線との交点
ウ	3 から249度45分280メートルの所
エ	3 から3度30分560メートルの所
オ	エとカを結んだ直線と距岸150メートルの線との交点
カ	5 から244度115メートルの所
キ	4 から314度50メートルの所
ク	3 から236度60メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口 1 ～ 4 丁目、宮島口上 1 ・ 2 丁目、宮島口東 1 ～ 3 丁目、宮島口西 1 ～ 3 丁目、深江 1 ～ 3 丁目、福面 1 ～ 3 丁目、対巖山 1 ～ 3 丁目、前空 1 ～ 6 丁目、物見東 1 ・ 2 丁目、物見西 1 ～ 3 丁目、上の浜 1 ・ 2 丁目、下の浜、梅原 1 ・ 2 丁目、塩屋 1 ・ 2 丁目、沖塩屋 1 ～ 4 丁目、林が原 1 ・ 2 丁目、丸石 1 ～ 5 丁目、宮浜温泉 1 ～ 3 丁目、八坂 1 ・ 2 丁目、大野 1 ・ 2 丁目、大野原 1 ～ 4 丁目

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第34号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市丸石地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ 3 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市沖塩屋 4 丁目大野下水浄化センター埋立地西側付け根から護岸沿い南東へ200メートルの所
基点 2	廿日市市丸石 2 丁目国立研究開発法人水産研究・教育機構廿日市庁舎埋立地護岸東端
基点 3	廿日市市大野ヤクショウ鼻
ア	2 から廿日市市宮島町赤石を見通す（132度）線と距岸200メートルの線との交点
イ	3 から廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目、大竹市玖波1～8丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第35号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市宮島町上室浜州鼻（砂浜中央）
基点 2	廿日市市宮島町長浦ノ鼻（平根鼻）
ア	1 から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2 から廿日市市大野ヤクショウ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目、大竹市玖波1～8丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第36号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市梅原地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを1を中心とした半径200メートルの円弧と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市梅原蛭ヶ崎鼻南端
ア	1 から廿日市市宮島町白鼻を見通す線上200メートルの所
イ	1 を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線と廿日市市沖塩屋大野下水浄化センター埋立地南側護岸との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市大野、大野中央、宮島口1～4丁目、宮島口上1・2丁目、宮島口東1～3丁目、宮島口西1～3丁目、深江1～3丁目、福面1～3丁目、対巖山1～3丁目、前空1～6丁目、物見東1・2丁目、物見西1～3丁目、上の浜1・2丁目、下の浜、梅原1・2丁目、塩屋1・2丁目、沖塩屋1～4丁目、林が原1・2丁目、丸石1～5丁目、宮浜温泉1～3丁目、八坂1・2丁目、大野1・2丁目、大野原1～4丁目、大竹市玖波1～8丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第37号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸150メートルで結んだ線とオ7を結んだ直線と8・9を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3カ、カキ、キ4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営栈橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域並びに次の除外区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
基点2	廿日市市宮島町幸町有之浦陸間東端から1番目のヒンジ式ゲート西側付け根
基点3	廿日市市宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所（県有地と町有地との境界杭）
基点4	廿日市市宮島町胡町防波堤突端
基点5	廿日市市宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根
基点6	廿日市市宮島町小なきり鼻
基点7	廿日市市宮島町せんご鼻北端
基点8	廿日市市宮島町包ヶ浦川河口から1番目の橋跡の下流側左岸付け根跡
基点9	廿日市市宮島町包ヶ浦川河口から1番目の橋跡の下流側右岸付け根跡
ア	1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
ウ	2から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線上450メートルの所
エ	6から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
オ	7から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点
カ	3から281度270メートルの所
キ	4から4度30分180メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸10メートルで結んだ線とイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケを結んだ7直線とケコを距岸5メートルで結んだ線とコサを結んだ直線とサシを距岸5メートルで結んだ線とシス、スセ、セソ、ソタ、タチを結んだ5直線とチトを距岸150メートルで結んだ線とトナ、ナ7を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町上室浜州鼻
基点2	3から海岸沿い南西へ50メートルの所
基点3	廿日市市宮島町上室浜半ド岩

記号等	表示
基点 4	5 から海岸沿い南西へ140メートルの所
基点 5	廿日市市宮島町多々良潟西の鼻
基点 6	廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北西角
基点 7	8 から護岸沿い西へ50メートルの所
基点 8	廿日市市宮島町多々良潟埋立地護岸北東角
ア	1 から304度の線と距岸10メートルの線との交点
イ	2 から341度30分の線と距岸10メートルの線との交点
ウ	2 から341度30分の線と距岸50メートルの所
エ	1 から304度55メートルの所
オ	3 から342度90メートルの所
カ	3 から352度40メートルの所
キ	5 から255度140メートルの所
ク	4 から廿日市市上の浜 2 丁目油ヶ免埋立地排水口（階段南側付け根）を見通す線上90メートルの所
ケ	4 から廿日市市上の浜 2 丁目油ヶ免埋立地排水口（階段南側付け根）を見通す線と距岸5メートルの線との交点
コ	5 から 6 を見通す線と距岸5メートルの線との交点
サ	6 から 5 を見通す線と距岸5メートルの線との交点
シ	7 から351度の線と距岸5メートルの線との交点
ス	7 から351度50メートルの所
セ	5 から0度90メートルの所
ソ	5 から295度90メートルの所
タ	キツを結んだ直線とソクを結んだ直線との交点
チ	タツを結んだ直線と距岸150メートルの線との交点
ツ	5 から318度225メートルの所
テ	6 から325度260メートルの所
ト	テナを結んだ直線と距岸150メートルの線との交点
ナ	8 から359度120メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第38号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	廿日市市宮島町革簗崎
基点 2	廿日市市宮島町せんご鼻北端
ア	1 から大竹市阿多田島長浦鼻を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	2 から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第39号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウエを結んだ2直線とエオを距岸200メートルで結んだ線とオ7を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3カ、カキ、キ4、4・5を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び県営栈橋1号、2号、3号に通じるそれぞれ幅員150メートルの航路の区域を除く。
基点1	廿日市市宮島町上室浜洲鼻（砂浜中央）
基点2	廿日市市宮島町幸町有之浦陸閘東端から1番目のヒンジ式ゲート西側付け根
基点3	廿日市市宮島町浜之町埋立地護岸北側付け根から護岸沿い北へ150メートルの所（県有地と町有地の境界杭）
基点4	廿日市市宮島町胡町防波堤突端
基点5	廿日市市宮島町胡町防波堤への渡橋南西側付け根
基点6	廿日市市宮島町小なきり鼻
基点7	廿日市市宮島町聖崎
ア	1から廿日市市上の浜上ノ浜漁港東側防波堤突端を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	2から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線上500メートルの所
エ	6から廿日市市宮島口地藏ヶ鼻を見通す線と距岸200メートルの線との交点
オ	7から広島市佐伯区海老山の高を見通す線と距岸200メートルの線との交点
カ	3から281度270メートルの所
キ	4から4度30分180メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町、大野、大野中央、宮島口、宮島口上、宮島口東、宮島口西、深江、福面、対巖山、前空、物見東、物見西、上の浜、下の浜、梅原、塩屋、沖塩屋、林が原、丸石、宮浜温泉、八坂、大野原、地御前、地御前北、住吉、上平良、宮内、大竹市玖波1～8丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第40号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

廿日市市宮島町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イ3を結んだ3直線と4・5を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	廿日市市宮島町聖崎
基点2	廿日市市宮島町中崎鼻の南東端
基点3	廿日市市宮島町せんご鼻北端
基点4	廿日市市宮島町包ヶ浦川河口左岸の突堤南側付け根
基点5	4から120度の線と廿日市市宮島町包ヶ浦川右岸との交点
ア	1から広島市佐伯区海老山の高を見通す線上200メートルの所
イ	2から広島市佐伯区津久根島の高を見通す線上200メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

廿日市市宮島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第41号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区観音新町地先（太田川放水路）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3ア、アイ、イウ、ウエ、エ6を結んだ5直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点1	広島市西区庚午北1丁目旭橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所
基点2	広島市西区庚午北1丁目旭橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ20メートルの所
基点3	広島市西区庚午中4丁目庚午橋下流橋下流側右岸付け根
基点4	広島市西区草津港1丁目南東角（草津漁港東側防波堤西側付け根）から護岸沿い北へ310メートルの所
基点5	広島市西区広島市西区観音新町4丁目南西角から護岸沿い北へ350メートルの所
基点6	広島市西区広島市西区観音新町4丁目南西角から護岸沿い北へ550メートルの所
ア	3から広島市西区観音新町2丁目庚午橋下流橋下流側左岸付け根を見通す線上75メートルの所
イ	4から5を見通す線上130メートルの所
ウ	5から4を見通す線上80メートルの所
エ	6から護岸に直角に50メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域及びオカ、カキ、キク、クオを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市西区庚午四等三角点（緯度34度22分36秒．6955、経度132度24分50秒．5953）
ア	1から115度8分53秒387.521メートルの所
イ	1から115度1分20秒377.699メートルの所
ウ	1から119度1分41秒376.301メートルの所
エ	1から119度10分55秒386.187メートルの所
オ	1から118度49分19秒273.128メートルの所
カ	1から115度46分20秒261.795メートルの所
キ	1から123度28分4秒262.227メートルの所
ク	1から123度19分23秒273.542メートルの所
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノを結んだ24直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	太田川放水路左岸C1K400Lキロポスト（金属標）
基点2	太田川放水路左岸C1K000Lキロポスト（金属標）
基点3	太田川放水路左岸0K200Lキロポスト（金属標）
ア	基点1から31度26分150メートルの所

記号等	表示
イ	基点 1 から26度48分151メートルの所
ウ	基点 1 から30度 8 分477.5メートルの所
エ	基点 1 から31度32分500.5メートルの所
オ	基点 2 から26度35分176.5メートルの所
カ	基点 2 から27度42分211メートルの所
キ	基点 2 から28度34分245メートルの所
ク	基点 2 から29度17分279メートルの所
ケ	基点 2 から29度52分313.5メートルの所
コ	基点 2 から30度23分347.5メートルの所
サ	基点 3 から-137度 2 分152メートルの所
シ	基点 3 から-138度28分149.5メートルの所
ス	基点 3 から-135度13分98.5メートルの所
セ	基点 3 から-131度46分74メートルの所
ソ	基点 3 から-128度38分60メートルの所
タ	基点 3 から-123度35分50.5メートルの所
チ	基点 3 から-104度 3 分29メートルの所
ツ	基点 3 から-52度31分19メートルの所
テ	基点 3 から-45度30分17.5メートルの所
ト	基点 3 から-60度56分17.5メートルの所
ナ	基点 3 から-68度39分17メートルの所
ニ	基点 3 から-74度22分15.5メートルの所
ヌ	基点 3 から-78度48分13メートルの所
ネ	基点 3 から-85度15分10メートルの所
ノ	基点 3 から-85度16分 9 メートルの所
除外区域 3	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソ タ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホ マ、マミ、ミム、ムメ、メアを結んだ34直線によって囲まれた区域
基点 1	太田川放水路左岸C1K400Lキロポスト（金属標）
基点 2	太田川放水路左岸C1K000Lキロポスト（金属標）
基点 3	太田川放水路左岸0K200Lキロポスト（金属標）
ア	基点 1 から17度31分104メートルの所
イ	基点 1 から12度36分107メートルの所
ウ	基点 1 から25度39分277.5メートルの所
エ	基点 1 から26度41分302メートルの所
オ	基点 1 から28度24分401.5メートルの所
カ	基点 2 から-55度42分43メートルの所
キ	基点 2 から19度28分180.5メートルの所
ク	基点 2 から21度43分214.5メートルの所
ケ	基点 2 から23度24分248メートルの所
コ	基点 2 から24度43分282メートルの所
サ	基点 2 から25度48分316メートルの所
シ	基点 2 から26度43分350.5メートルの所
ス	基点 3 から-135度46分275.5メートルの所
セ	基点 3 から-134度40分251メートルの所
ソ	基点 3 から-132度11分202メートルの所
タ	基点 3 から-130度 7 分178メートルの所

記号等	表示
チ	基点 3 から-128度18分156メートルの所
ツ	基点 3 から-129度13分152.5メートルの所
テ	基点 3 から-49度44分41メートルの所
ト	基点 3 から-49度21分38メートルの所
ナ	基点 3 から-130度22分152.5メートルの所
ニ	基点 3 から-131度43分155メートルの所
ヌ	基点 3 から-135度48分225メートルの所
ネ	基点 3 から-136度28分249.5メートルの所
ノ	基点 2 から27度51分349.5メートルの所
ハ	基点 2 から27度 4 分315メートルの所
ヒ	基点 2 から26度 8 分281メートルの所
フ	基点 2 から24度60分247メートルの所
ヘ	基点 2 から23度33分213メートルの所
ホ	基点 2 から21度39分179メートルの所
マ	基点 2 から-55度34分36メートルの所
ミ	基点 1 から29度23分401メートルの所
ム	基点 1 から22度31分153メートルの所
メ	基点 1 から20度37分128メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南 1 ・ 2 丁目、観音本町 1 ・ 2 丁目、南観音 1 ～ 5 丁目、中区江波東 1 ・ 2 丁目、江波西 1 ・ 2 丁目、江波南 1 ・ 2 丁目、江波本町、舟入町、南区皆実町 1 ～ 6 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第42号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区観音、中区江波地先（天満川）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の１・２を結んだ直線と３・４を結んだ直線と５・６を結んだ直線とアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ８を結んだ11直線と護岸及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点 1	広島市西区観音本町 1 丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所
基点 2	広島市中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所
基点 3	広島市西区観音新町 3 丁目船だまり入口北側の国土交通省天満川観音新町第一高潮堤防工事金属標から護岸沿い東へ12メートルの所
基点 4	広島市西区観音新町 4 丁目船だまり南東角
基点 5	広島市中区江波沖町江波橋西側北詰
基点 6	広島市中区江波沖町江波橋西側南詰
基点 7	広島市西区観音新町 4 丁目の新旧埋立地境界護岸点
基点 8	広島市中区江波沖町三菱重工(株)広島造船所江波工場敷地護岸南東角
ア	7 から護岸沿い北へ10メートルの所
イ	7 から91度47分53秒22.3メートルの所
ウ	7 から154度15分7秒25.1メートルの所
エ	7 から154度56分56秒30.5メートルの所
オ	7 から145度46分46秒38.9メートルの所
カ	7 から147度6分55秒41.4メートルの所
キ	7 から168度53分7秒57.6メートルの所
ク	7 から175度38分35秒52.7メートルの所
ケ	7 から189度44分47秒86.2メートルの所
コ	7 から203度8分55秒150.1メートルの所
サ	8 から広島市南区似島町地獄鼻を見通す線上150メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域 1	次の１・２までの間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点 1	広島市西区観音本町 1 丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所
基点 2	広島市西区南観音 8 丁目昭和大橋上流側右岸付け根
除外区域 2	次の１・２までの間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点 1	広島市中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所
基点 2	広島市中区舟入南 6 丁目昭和大橋下流側左岸付け根から下流へ960メートルの所

記号等	表示
除外区域 3	次の 1・2、3・4 を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域
基点 1	広島市西区南観音 8 丁目昭和大橋上流側右岸付け根
基点 2	広島市中区舟入南 3 丁目昭和大橋上流側左岸付け根
基点 3	広島市西区観音新町 1 丁目昭和大橋下流側右岸付け根
基点 4	広島市中区舟入南 6 丁目昭和大橋下流側左岸付け根
除外区域 4	広島市中区江波沖町広島県公用船管理棧橋及び浮棧橋の周囲 20メートルの区域
除外区域 5	次の 1 ア、アイ、イ 2、2・1 を結んだ 4 直線によって囲まれた区域
基点 1	広島市中区舟入南 6 丁目昭和大橋下流側左岸付け根から下流へ 960メートルの所
基点 2	広島市中区舟入南 6 丁目昭和大橋下流側左岸付け根から下流へ 1,041メートルの所
ア	1 から護岸に直角に対岸へ 33メートルの所
イ	1 と 2 を結ぶ直線に直角に 2 から 35メートルの所
除外区域 6	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌアを結んだ 23 直線によって囲まれた区域
基点 1	広島市西区観音新町 1 丁目天満川右岸の距離標 CO/600（中国日立家電駐車場東）
ア	1 から 31 度 38 分 29 秒 5メートルの所
イ	1 から 34 度 45 分 28 秒 1メートルの所
ウ	1 から 39 度 9 分 15 秒 3メートルの所
エ	1 から 40 度 20 分 14 秒 8メートルの所
オ	1 から 42 度 47 分 12 秒 8メートルの所
カ	1 から 41 度 10 分 12 秒 4メートルの所
キ	1 から 196 度 52 分 11 秒 1メートルの所
ク	1 から 196 度 16 分 11 秒 8メートルの所
ケ	1 から 198 度 34 分 13 秒 4メートルの所
コ	1 から 199 度 2 分 12 秒 5メートルの所
サ	1 から 205 度 40 分 35 秒 3メートルの所
シ	1 から 205 度 7 分 35 秒 8メートルの所
ス	1 から 205 度 21 分 37 秒 5メートルの所
セ	1 から 205 度 54 分 38 秒 0メートルの所
ソ	1 から 206 度 16 分 42 秒 0メートルの所
タ	1 から 206 度 55 分 43 秒 9メートルの所
チ	1 から 208 度 5 分 45 秒 3メートルの所
ツ	1 から 209 度 36 分 46 秒 1メートルの所
テ	1 から 209 度 41 分 44 秒 6メートルの所
ト	1 から 209 度 24 分 44 秒 3メートルの所
ナ	1 から 210 度 7 分 43 秒 9メートルの所
ニ	1 から 209 度 26 分 42 秒 1メートルの所
ヌ	1 から 30 度 42 分 28 秒 9メートルの所
除外区域 7	次のアイを 1 から 273 度 33 分 12 秒 5,696.80メートルの地点を中心とする半径 1.75メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを 1 から 273 度 30 分 13 秒 5,699.19メートルの地点を中心とする半径 1.75メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域、オカを 1 から 273 度 43 分 10 秒 5,749.13メートルの地点を中心とする半径 1.75メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを 1 から 273 度 40 分 12 秒 5,751.51メートルの地点を中心とする半径 1.75メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域、ケコを 1 から 273 度 54 分 22 秒 5,800.80メートルの地点を中心とする半径 1.75メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを 1 から 273 度 51 分 25 秒 5,803.17メートルの地点を中心とする半径 1.75メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを 1 から 274 度 6 分 28 秒 5,851.73メートルの地点を中心とする半径 1.75メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを 1 から 274 度 3 分 32 秒 5,854.19メートルの地点を中心とする半径 1.75メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域

記号等	表示
基点 1	広島市南区仁保島二等三角点（北緯34度21分50秒.28499、東経132度29分35秒.42005）
ア	1 から273度43分48秒5,695.22メートルの所
イ	1 から273度44分43秒5,698.38メートルの所
ウ	1 から273度41分44秒5,700.77メートルの所
エ	1 から273度40分49秒5,697.61メートルの所
オ	1 から273度53分46秒5,747.55メートルの所
カ	1 から273度54分40秒5,750.71メートルの所
キ	1 から273度51分42秒5,753.08メートルの所
ク	1 から273度50分48秒5,749.93メートルの所
ケ	1 から274度4分59秒5,799.22メートルの所
コ	1 から274度5分52秒5,802.39メートルの所
サ	1 から274度2分55秒5,804.75メートルの所
シ	1 から274度2分2秒5,801.58メートルの所
ス	1 から274度17分5秒5,850.15メートルの所
セ	1 から274度17分57秒5,853.32メートルの所
ソ	1 から274度15分2秒5,855.66メートルの所
タ	1 から274度14分9秒5,852.49メートルの所
除外区域 8	次のアイを 1 から273度54分55秒5,688.29メートルの地点を中心とする半径1.5メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを 1 から273度53分49秒5,689.16メートルの地点を中心とする半径1.5メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域、オカを 1 から274度4分40秒5,740.84メートルの地点を中心とする半径1.5メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを 1 から274度3分35秒5,741.70メートルの地点を中心とする半径1.5メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域、ケコを 1 から274度15分23秒5,792.82メートルの地点を中心とする半径1.5メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを 1 から274度14分19秒5,793.67メートルの地点を中心とする半径1.5メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを 1 から274度27分14秒5,844.03メートルの地点を中心とする半径1.5メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを 1 から274度26分10秒5,844.87メートルの地点を中心とする半径1.5メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	広島市南区仁保島二等三角点（北緯34度21分50秒.28499、東経132度29分35秒.42005）
ア	1 から273度54分31秒5,686.94メートルの所
イ	1 から273度55分18秒5,689.65メートルの所
ウ	1 から273度54分13秒5,690.51メートルの所
エ	1 から273度53分26秒5,687.80メートルの所
オ	1 から274度4分17秒5,739.49メートルの所
カ	1 から274度5分3秒5,742.20メートルの所
キ	1 から274度3分58秒5,743.06メートルの所
ク	1 から274度3分12秒5,740.35メートルの所
ケ	1 から274度15分1秒5,791.46メートルの所
コ	1 から274度15分46秒5,794.17メートルの所
サ	1 から274度14分42秒5,795.03メートルの所
シ	1 から274度13分56秒5,792.31メートルの所
ス	1 から274度26分52秒5,842.67メートルの所
セ	1 から274度27分36秒5,845.39メートルの所
ソ	1 から274度26分32秒5,846.23メートルの所
タ	1 から274度25分48秒5,843.51メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南 1・2 丁目、観音本町 1・2 丁目、南観音 1～5 丁目、中区江波東 1・2 丁目、江波西 1・2 丁目、江波南 1・2 丁目、江波本町、舟入町、南区皆実町 1～6 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第43号

漁業種類 漁業権

第 1 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市西区観音、中区舟入地先（天満川）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、1・3の間の高潮対策河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。
基点1	広島市西区東観音町観船橋下流側右岸付け根
基点2	広島市中区舟入町観船橋下流側左岸付け根
基点3	広島市西区観音本町1丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所
基点4	広島市中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域	次の8ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソ2を結んだ16直線と護岸（高潮対策工事完了区間においては、施工前の護岸）とによって囲まれた区域
基点1	広島市西区観音本町1丁目新観音橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流側へ20メートルの所
基点2	広島市中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流側へ50メートルの所
基点3	広島市西区観音本町1丁目新観音橋下流側右岸付け根
基点4	広島市中区舟入本町新観音橋下流側左岸付け根
基点5	広島市西区観音本町1丁目新観音橋上流側右岸付け根
基点6	広島市中区舟入中町新観音橋上流側左岸付け根
基点7	広島市西区東観音町観船橋下流側右岸付け根
基点8	広島市中区舟入町観船橋下流側左岸付け根
ア	8から7を見通す線上9メートルの所
イ	8から護岸沿い下流へ95メートルの位置から護岸に直角に対岸へ8メートルの所
ウ	8から護岸沿い下流へ106メートルの位置から護岸に直角に対岸へ11メートルの所
エ	8から護岸沿い下流へ135メートルの位置から護岸に直角に対岸へ13メートルの所
オ	8から護岸沿い下流へ149メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所
カ	8から護岸沿い下流へ167メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所
キ	6から護岸沿い上流へ169メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所
ク	6から護岸沿い上流へ154メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所
ケ	6から護岸沿い上流へ143メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12メートルの所
コ	6から護岸沿い上流へ90メートルの位置から護岸に直角に対岸へ11メートルの所
サ	6から護岸沿い上流へ66メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所
シ	6から護岸沿い上流へ37メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12メートルの所
ス	6から5を見通す線上14メートルの所
セ	4から3を見通す線上16メートルの所
ソ	2から1を見通す線上16メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市西区草津浜町、草津南１・２丁目、観音本町１・２丁目、南観音１～５丁目、中区江波東１・２丁目、江波西１・２丁目、江波南１・２丁目、江波本町、舟入町、南区皆実町１～６丁目
--

条件

--

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第44号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区舟入、江波、吉島地先（本川）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、除外区域を除く。
基点1	広島市中区河原町西平和大橋下流側右岸付け根
基点2	広島市中区中島町西平和大橋下流側左岸付け根
基点3	広島市中区江波南2丁目南東角
基点4	広島市中区南吉島2丁目南西角

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次の1・2の間の海岸保全構造物敷及び高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	広島市中区江波東2丁目江波港北側入口の旧すべり東側付け根
基点2	広島市中区舟入川口町舟入橋上流側右岸付け根から護岸沿い上流へ146メートルの所
除外区域2	次の1・2の間の高潮対策河川構造物敷の区域
基点1	広島市中区光南2丁目西側護岸西端
基点2	広島市中区吉島町舟入橋下流側左岸付け根
除外区域3	次の6ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト、トナ、ナニ、ニヌ、ヌネ、ネノ、ノハ、ハヒ、ヒフ、フヘ、ヘホ、ホマ、マミ、ミム、ムメ、メモ、モヤ、ヤコ、ユヨ、ヨ19を結んだ39直線と護岸（高潮対策工事完了区間においては施工前の護岸。以下同じ。）とによって囲まれた区域、20ラ、ラリ、リル、ルレ、レロ、ロワ、ワラ、ヲンを結んだ8直線と護岸とによって囲まれた区域及び18A、AB、BCを結んだ3直線と護岸とによって囲まれた区域並びにCD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、KL、LM、MN、NO、OP、PQ、QR、RS、ST、TU、UV、VW、WX、XY、YZ、Zあ、あい、いう、うえ、えお、お1を結んだ29直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	3から護岸沿い下流へ46メートルの所
基点2	広島市中区舟入川口町舟入橋下流側右岸付け根
基点3	広島市中区吉島町舟入橋下流側左岸付け根
基点4	広島市中区舟入川口町舟入橋上流側右岸付け根
基点5	広島市中区吉島町舟入橋上流側左岸付け根
基点6	4から護岸沿い上流へ146メートルの所
基点7	広島市中区舟入本町住吉橋下流側右岸付け根
基点8	広島市中区住吉町住吉橋下流側左岸付け根
基点9	広島市中区舟入本町住吉橋上流側右岸付け根
基点10	広島市中区住吉町住吉橋上流側左岸付け根
基点11	広島市中区舟入本町新住吉橋下流側右岸付け根
基点12	広島市中区住吉町新住吉橋下流側左岸付け根
基点13	広島市中区舟入中町新住吉橋上流側右岸付け根

記号等	表示
基点 1 4	広島市中区加古町新住吉橋上流側左岸付け根
基点 1 5	広島市中区河原町中島神崎橋下流側右岸付け根
基点 1 6	広島市中区加古町中島神崎橋下流側左岸付け根
基点 1 7	広島市中区河原町中島神崎橋上流側右岸付け根
基点 1 8	広島市中区加古町中島神崎橋上流側左岸付け根
基点 1 9	広島市中区河原町西平和大橋下流側右岸付け根
基点 2 0	広島市中区中島町西平和大橋下流側左岸付け根
ア	6 から護岸に直角に対岸へ6メートルの所
イ	6 から護岸沿い上流へ40メートルの位置から護岸に直角に対岸へ11メートルの所
ウ	6 から護岸沿い上流へ50メートルの位置から護岸に直角に対岸へ14メートルの所
エ	6 から護岸沿い上流へ72メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所
オ	6 から護岸沿い上流へ82メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所
カ	6 から護岸沿い上流へ114メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所
キ	6 から護岸沿い上流へ155メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所
ク	7 から護岸沿い下流へ172メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所
ケ	7 から護岸沿い下流へ136メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所
コ	7 から護岸沿い下流へ77メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所
サ	7 から 8 を見通す線上18メートルの所
シ	9 から 1 0 を見通す線上17メートルの所
ス	1 1 から護岸沿い下流へ16メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12メートルの所
セ	1 1 から 1 2 を見通す線上10メートルの所
ソ	1 3 から 1 4 を見通す線上9メートルの所
タ	1 3 から護岸沿い上流へ67メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所
チ	1 3 から護岸沿い上流へ113メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所
ツ	1 3 から護岸沿い上流へ182メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所
テ	1 5 から護岸沿い下流へ138メートルの位置から護岸に直角に対岸へ8メートルの所
ト	1 5 から護岸沿い下流へ107メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所
ナ	1 5 から護岸沿い下流へ89メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所
ニ	1 5 から護岸沿い下流へ73メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所
ヌ	1 5 から護岸沿い下流へ57メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所
ネ	1 5 から護岸沿い下流へ36メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所
ノ	1 5 から護岸沿い下流へ21メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所
ハ	1 5 から 1 6 を見通す線上11メートルの所
ヒ	1 7 から 1 8 を見通す線上12メートルの所
フ	1 7 から護岸沿い上流へ20メートルの位置から護岸に直角に対岸へ13メートルの所
ヘ	1 7 から護岸沿い上流へ28メートルの位置から護岸に直角に対岸へ14メートルの所
ホ	1 7 から護岸沿い上流へ39メートルの位置から護岸に直角に対岸へ14メートルの所
マ	1 7 から護岸沿い上流へ80メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12.5メートルの所
ミ	1 7 から護岸沿い上流へ118メートルの位置から護岸に直角に対岸へ11メートルの所
ム	1 7 から護岸沿い上流へ136メートルの位置から護岸に直角に対岸へ11メートルの所
メ	1 7 から護岸沿い上流へ168メートルの位置から護岸に直角に対岸へ13メートルの所
モ	1 9 から護岸沿い下流へ156メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12メートルの所
ヤ	1 9 から護岸沿い下流へ130メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所
ユ	1 9 から護岸沿い下流へ115メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所
ヨ	1 9 から 2 0 を見通す線上13メートルの所
ラ	2 0 から 1 9 を見通す線上9メートルの所

記号等	表示
リ	20から護岸沿い下流へ21メートルの位置から護岸に直角に対岸へ8メートルの所
ル	20から護岸沿い下流へ59メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所
レ	20から護岸沿い下流へ149メートルの位置から護岸に直角に対岸へ11メートルの所
ロ	20から護岸沿い下流へ215メートルの位置から護岸に直角に対岸へ9メートルの所
ワ	20から護岸沿い下流へ260メートルの位置から護岸に直角に対岸へ6メートルの所
ヲ	20から護岸沿い下流へ289メートルの位置から護岸に直角に対岸へ1メートルの所
ン	20から護岸沿い下流へ304メートルの所
A	16から15を見通す線上1メートルの所
B	16から護岸沿い下流へ4メートルの位置から護岸に直角に対岸へ1メートルの所
C	16から護岸沿い下流へ10メートルの所
D	16から護岸沿い下流へ35メートルの位置から護岸に直角に対岸へ4メートルの所
E	16から護岸沿い下流へ57メートルの位置から護岸に直角に対岸へ6メートルの所
F	16から護岸沿い下流へ79メートルの位置から護岸に直角に対岸へ4メートルの所
G	16から護岸沿い下流へ98メートルの位置から護岸に直角に対岸へ3メートルの所
H	16から護岸沿い下流へ116メートルの位置から護岸に直角に対岸へ6メートルの所
I	16から護岸沿い下流へ135メートルの位置から護岸に直角に対岸へ7.5メートルの所
J	14から護岸沿い上流へ177メートルの位置から護岸に直角に対岸へ8メートルの所
K	14から護岸沿い上流へ136メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所
L	14から13を見通す線上9.5メートルの所
M	12から11を見通す線上7メートルの所
N	12から護岸沿い下流へ52メートルの位置から護岸に直角に対岸へ10メートルの所
O	12から護岸沿い下流へ63メートルの位置から護岸に直角に対岸へ12メートルの所
P	10から護岸沿い上流へ27メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所
Q	10から9を見通す線上17メートルの所
R	8から7を見通す線上15メートルの所
S	8から護岸沿い下流へ21メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所
T	8から護岸沿い下流へ187メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所
U	8から護岸沿い下流へ229メートルの位置から護岸に直角に対岸へ17メートルの所
V	5から護岸沿い上流へ217メートルの位置から護岸に直角に対岸へ20メートルの所
W	5から護岸沿い上流へ148メートルの位置から護岸に直角に対岸へ20メートルの所
X	5から護岸沿い上流へ101メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所
Y	5から護岸沿い上流へ85メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所
Z	5から護岸沿い上流へ56メートルの位置から護岸に直角に対岸へ16メートルの所
あ	5から護岸沿い上流へ13メートルの位置から護岸に直角に対岸へ18メートルの所
い	5から護岸沿い上流へ2メートルの位置から護岸に直角に対岸へ15メートルの所
う	5から4を見通す線上16メートルの所
え	3から2を見通す線上17メートルの所
お	1から護岸に直角に対岸へ5メートルの所
除外区域4	次のアイを1から269度19分33秒4,518.86メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを1から269度17分23秒4,519.82メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域、オカを1から269度40分25秒4,570.79メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを1から269度38分16秒4,571.73メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域、ケコを1から270度1分52秒4,622.68メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを1から269度59分45秒4,623.60メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びスセを1から270度22分55秒4,675.62メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを1から270度20分49秒4,676.52メートルの地点を中心とする半径2.00メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域

記号等	表示
基点 1	広島市南区仁保島二等三角点（北緯34度21分50秒.28499、東経132度29分35秒.42005）
ア	1 から269度30分7秒4,516.96メートルの所
イ	1 から269度31分5秒4,520.76メートルの所
ウ	1 から269度28分56秒4,521.71メートルの所
エ	1 から269度27分58秒4,517.92メートルの所
オ	1 から269度50分60秒4,568.89メートルの所
カ	1 から269度51分56秒4,572.69メートルの所
キ	1 から269度49分48秒4,573.63メートルの所
ク	1 から269度48分51秒4,569.83メートルの所
ケ	1 から270度12分28秒4,620.78メートルの所
コ	1 から270度13分23秒4,624.59メートルの所
サ	1 から270度11分16秒4,625.51メートルの所
シ	1 から270度10分21秒4,621.70メートルの所
ス	1 から270度33分32秒4,673.71メートルの所
セ	1 から270度34分25秒4,677.52メートルの所
ソ	1 から270度32分19秒4,678.43メートルの所
タ	1 から270度31分25秒4,674.61メートルの所
除外区域 5	次のアイを 1 から269度42分31秒4,513.59メートルの地点を中心とする半径1.75メートルの円弧（北東側）で結んだ線とイウを結んだ直線とウエを 1 から269度40分43秒4,514.38メートルの地点を中心とする半径1.75メートルの円弧（南西側）で結んだ線とエアを結んだ直線とによって囲まれた区域、オカを 1 から270度5分44秒4,564.59メートルの地点を中心とする半径1.75メートルの円弧（北東側）で結んだ線とカキを結んだ直線とキクを 1 から270度3分56秒4,565.36メートルの地点を中心とする半径1.75メートルの円弧（南西側）で結んだ線とクオを結んだ直線とによって囲まれた区域、ケコを 1 から270度27分32秒4,616.45メートルの地点を中心とする半径1.75メートルの円弧（北東側）で結んだ線とコサを結んだ直線とサシを 1 から270度25分46秒4,617.20メートルの地点を中心とする半径1.75メートルの円弧（南西側）で結んだ線とシケを結んだ直線とによって囲まれた区域及びセセを 1 から270度36分35秒4,643.58メートルの地点を中心とする半径1.75メートルの円弧（北東側）で結んだ線とセソを結んだ直線とソタを 1 から270度25分46秒4,617.20メートルの地点を中心とする半径1.75メートルの円弧（南西側）で結んだ線とタスを結んだ直線とによって囲まれた区域
基点 1	広島市南区仁保島二等三角点（北緯34度21分50秒.28499、東経132度29分35秒.42005）
ア	1 から269度42分6秒4,511.93メートルの所
イ	1 から269度42分57秒4,515.25メートルの所
ウ	1 から269度41分8秒4,516.04メートルの所
エ	1 から269度40分18秒4,512.72メートルの所
オ	1 から270度5分19秒4,562.92メートルの所
カ	1 から270度6分8秒4,566.25メートルの所
キ	1 から270度4分21秒4,567.02メートルの所
ク	1 から270度3分32秒4,563.69メートルの所
ケ	1 から270度27分9秒4,614.78メートルの所
コ	1 から270度27分56秒4,618.12メートルの所
サ	1 から270度26分10秒4,618.87メートルの所
シ	1 から270度25分22秒4,615.54メートルの所
ス	1 から270度45分9秒4,669.06メートルの所
セ	1 から270度27分56秒4,618.12メートルの所
ソ	1 から270度26分10秒4,618.87メートルの所
タ	1 から270度25分22秒4,615.54メートルの所
除外区域 6	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カアを結んだ 6 直線によって囲まれた区域
基点 1	江波三等三角点（標高37.63メートル、北緯34度21分58秒468、東経132度26分 6 秒4134）
ア	1 から67度31分53秒425.30メートルの所
イ	アから112度13分12秒3.01メートルの所

記号等	表示
ウ	イから202度24分44秒30.80メートルの所
エ	ウから292度58分24秒11.91メートルの所
オ	エから63度50分21秒2.75メートルの所
カ	オから112度58分24秒7.08メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東１・２丁目、江波西１・２丁目、江波南１・２丁目、江波本町、吉島西１・２丁目、吉島東１・２丁目、南区皆実町１～６丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第45号

漁業種類 漁業権

第 1 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市中区吉島、千田、南区比治山地先（元安川、京橋川）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。 ただし、1・7の間、2・3の間及び4・8の間の高潮対策河川構造物敷の区域並びに次の除外区域を除く。
基点1	広島市中区住吉町明治橋下流側右岸付け根
基点2	広島市中区大手町5丁目明治橋下流側左岸付け根
基点3	広島市中区昭和町比治山橋下流側右岸付け根
基点4	広島市南区比治山本町比治山橋下流側左岸付け根
基点5	広島市中区吉島新町1丁目南東角
基点6	広島市南区出島1丁目出島歩道橋北側の護岸階段上部付け根北西角から護岸沿い南へ46メートルの所
基点7	広島市中区吉島東1丁目南千田橋上流側右岸付け根
基点8	広島市南区皆実町6丁目御幸橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ1,156.3メートルの所

除外区域

記号等	表示
除外区域1	広島市京橋川宇品橋橋脚構造物敷及び橋脚保護工（河床組石）の区域
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によって囲まれた区域
基点1	広島市中区千田町3丁目御幸橋下流側右岸付け根から189度457.8メートルの所
基点2	1から214度356.8メートルの所
ア	2から50度195.2メートルの所
イ	2から55度201.5メートルの所
ウ	2から62度157.5メートルの所
エ	2から56度148.8メートルの所
除外区域3	次のアイ、イウ、ウエ、エオを結んだ4直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	御幸橋右岸下流側付け根の護岸南東角
ア	基点1から251度10.9メートルの所
イ	アから10度1.9メートルの所
ウ	イから286度27.9メートルの所
エ	ウから16度11.6メートルの所
オ	エから286度2.3メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、吉島東1・2丁目、南千田東町、南千田西町、南区皆実町1～6丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第46号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区元宇品町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の除外区域を除く。
基点 1	広島市南区元宇品町広島グランドプリンスホテル南側防波堤南側付け根
基点 2	広島市南区元宇品町宇品シーサイドマンション敷地北側の延長線と護岸との交点
ア	1 から防波堤の延長線と距岸150メートルの線との交点
イ	2 から広島市南区出島 2 丁目広島港西側防波堤突端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域	次のアイ、イウ、ウエ、エオ、オカを結んだ 5 直線とアオを距岸150メートルで結んだ線とによって囲まれた区域
基点 1	広島市南区元宇品町広島グランドプリンスホテル南側防波堤北側付け根
ア	1 から80度12分47秒141.1メートルの所
イ	アから258度50分00秒15.8メートルの所
ウ	イから241度23分22秒79.8メートルの所
エ	ウから162度31分36秒38.1メートルの所
オ	エから70度5分11秒82.2メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区元宇品町、宇品海岸 1 ・ 2 丁目、宇品御幸 1 ～ 5 丁目、宇品東 1 ～ 7 丁目、宇品西 1 ～ 4 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第47号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区元宇品町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウ、ウ2を結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区元宇品町3-28新未来建設(株)東側の荷揚場の北側付け根
基点2	広島市南区元宇品町大西運輸(株)南の船だまり北側防波堤突端
ア	1から広島市南区宇品海岸3丁目第六管区海上保安本部南側栈橋突端を見通す線上150メートルの所
イ	2から80度150メートルの所
ウ	2から120度150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区元宇品町、宇品海岸1・2丁目、宇品御幸1～5丁目、宇品東1～7丁目、宇品西1～4丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第48号

漁業種類 漁業権

第 1 種 共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区東雲、仁保、向洋、安芸郡府中町地先（猿猴川）

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1・2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と5・6を結んだ直線と7・8を結んだ直線と8・9を結んだ直線と護岸とによって囲まれた区域。ただし、2から広島市南区東雲3丁目仁保橋上流側右岸付け根までの猿猴川右岸の河川構造物敷の区域及び次の除外区域を除く。
基点1	広島市南区大州1丁目東大橋下流側左岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所
基点2	広島市南区上東雲町東大橋下流側右岸付け根から護岸沿い下流へ150メートルの所
基点3	広島市南区大州5丁目新大洲橋下流側右岸付け根
基点4	安芸郡府中町新大洲橋下流側左岸付け根
基点5	広島市南区東雲3丁目刈崎公園護岸南東角（仁保橋南側）
基点6	5から170度の線と対岸との交点
基点7	8から274度の線と対岸との交点
基点8	広島市南区向洋大原町船だまり南側護岸北角（東洋大橋北側橋西側線と海岸線との交点）
基点9	広島市南区向洋大原町船だまり北側護岸と8から東洋大橋北側橋西側線に平行に引いた線との交点

除外区域

記号等	表示
除外区域1	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエオをエから197度27分7秒990.69メートルの点を中心として半径990.69メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とオカを結んだ直線とカキをカから200度45分2秒1490.68メートルの点を中心として半径1490.68メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とキクを結んだ直線とクケをクから205度52分26秒490.7メートルの点を中心として半径490.7メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とケコを結んだ直線とコサをコから232度24分16秒590.69メートルの点を中心として半径590.69メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とサシを結んだ直線とシスをシから59度27分51秒44.3メートルの点を中心に半径44.3メートルの円弧（北東側の線）で結んだ線とセセをセから305度52分14秒45.74メートルの点を中心に半径45.74メートルの円弧（東側の線）で結んだ線とセソ、ソタ、タチ、チツを結んだ4直線と護岸（高潮対策工事完了区間においては施行前の護岸）とによって囲まれた区域
ア	広島市南区仁保島二等三角点（北緯34度22分1秒975、東経132度29分26秒344）から352度14分32秒2287.60メートルの所
イ	アから209度22分15秒20.65メートルの所
ウ	イから108度7分12秒23.54メートルの所
エ	ウから107度27分7秒17.81メートルの所
オ	エから109度6分4秒57.03メートルの所
カ	オから110度45分2秒226.33メートルの所
キ	カから113度18分44秒133.25メートルの所
ク	キから115度52分26秒208.14メートルの所
ケ	クから129度8分21秒225.19メートルの所
コ	ケから142度24分16秒193.99メートルの所
サ	コから145度56分4秒72.74メートルの所
シ	サから149度27分52秒293.62メートルの所

記号等	表示
ス	シから95度49分59秒71.34メートルの所
セ	スから17度12分5秒29.28メートルの所
ソ	セから358度10分37秒3.01メートルの所
タ	ソから355度19分10秒20.06メートルの所
チ	タから358度10分38秒43.12メートルの所
ツ	チから268度7分53秒12.14メートルの所
除外区域2	次のアイ、イウ、ウエを結んだ3直線とエオをハを中心とした半径15.4メートルの円弧（南東側）で結んだ線とオ1を結んだ直線と護岸（高潮対策工事完了区間においては施行前の護岸。以下同じ。）とによって囲まれた区域及びカキを結んだ直線とキクをヒを中心とした半径26.89メートルの円弧（北東側）で結んだ線とクケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テトを結んだ12直線と護岸とによって囲まれた区域並びにナニ、ニヌ、ヌネ、ネノを結んだ4直線と護岸とによって囲まれた区域
基点1	広島市南区東雲3丁目洲崎公園護岸南東角（仁保橋南側）
基点2	広島市南区仁保2丁目黄金橋下流側右岸付け根
ア	1から護岸沿い上流へ58メートルの所
イ	アから75度19メートルの所
ウ	イから165度41メートルの所
エ	ウから181度の線とハを中心とした半径15.4メートルの円弧との交点
オ	1から170度の線とハを中心とした半径15.4メートルの円弧との交点
カ	1から170度の線と対岸との交点
キ	1から170度の線とヒを中心とした半径26.89メートルの円弧との交点
ク	キから145度の線とヒを中心とした半径26.89メートルの円弧との交点
ケ	クから171度55メートルの所
コ	ケから171度47メートルの所
サ	コから174度55メートルの所
シ	サから177度73メートルの所
ス	シから178度45メートルの所
セ	スから180度57メートルの所
ソ	セから182度48メートルの所
タ	ソから184度26メートルの所
チ	タから183度51メートルの所
ツ	2から129度11メートルの所
テ	ツから261度の線と護岸との交点
ト	2から259度の線と護岸との交点
ナ	2から242度の線と護岸との交点
ニ	2から245度の線と仁保入江西側奥の船揚場との交点
ヌ	ニから81度の線とネから317度の線との交点
ネ	ノから70度3メートルの所
ノ	2から180度の線と護岸との交点
ハ	1から356度7メートルの所
ヒ	1から189度53メートルの所

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保1～4丁目、向洋大原町、青崎2丁目、堀越3丁目、向洋新町1丁目、上東雲町、東雲1～3丁目、東雲本町1～3丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第49号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町似島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	広島市南区似島距岸150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第50号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市佐伯区楽々園地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の2ア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カ5を結んだ7直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、あさり漁業については広島市佐伯区楽々園6丁目西側護岸の延長線から西側の区域を除く。
基点1	廿日市市桜尾3丁目護岸東端
基点2	広島市佐伯区美の里2丁目美の里ポンプ場の水門西側付け根の護岸角から護岸沿い西へ40メートルの所（護岸継目）
基点3	広島市佐伯区美の里1丁目岡の下川河口右岸角（北側）から護岸沿い北西へ79メートルの所
基点4	広島市佐伯区楽々園6丁目岡の下川河口左岸角（北側）から護岸沿い北西へ116メートルの所
基点5	広島市佐伯区海老園4丁目五日市漁港西側の防波堤西側付け根から護岸沿い西へ373メートルの所
ア	1と2を結んだ線の中央点（広島市と廿日市市との佐方川河口における境界）
イ	アから江田島市沖美町大奈佐美島東端を見通す線上70メートルの所
ウ	イから70度11分305メートルの所
エ	ウから95度330メートルの所
オ	エから139度115メートルの所
カ	5から156度295メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市佐伯区

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第51号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
なまこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区月見町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアカを 1 を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線とカイを距岸150メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、 1 ウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サ 3 を結んだ10直線と護岸とによって囲まれた区域を除く。
基点 1	広島市南区月見町広島エルピーガスターミナル(株)東側入口前（南東側）の護岸角から護岸沿い東へ40メートルの所
基点 2	広島市南区月見町の場川河口右岸角
基点 3	広島市南区月見町(株)クリーンエナジーと丸本鋼材(株)・丸本運輸(株)の敷地境界線の延長と護岸との交点から護岸沿い南西へ30メートルの所
ア	1 から195度16分18秒150メートルの所
イ	2 から広島市安芸区船越南 5 丁目南側埋立地（瀬野川右岸河口埋立地）西角を見通す線と南区月見町距岸150メートルの線との交点
ウ	1 から195度16分18秒125メートルの所
エ	ウから護岸に直角の線と 1 を中心に半径150メートルの円弧で結んだ線との交点
オ	1 から護岸に直角に100メートルの所
カ	1 から護岸に直角に150メートルの所
キ	カから護岸に平行に引いた線上（北東）100メートルの所
ク	キから護岸に直角に引いた線上（北西）50メートルの所
ケ	クから護岸に平行に引いた線上（北東）230メートルの所
コ	ケから護岸に直角に引いた線上（南東）50メートルの所
サ	3 から護岸に直角に150メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区向洋大原町、向洋本町、青崎 2 丁目、堀越 2 丁目、向洋新町 1 丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第52号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の 1 アを結んだ直線とアイを距岸20メートルで結んだ線とイ 2 を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、護岸構造物敷の区域を除く。
基点 1	広島市南区金輪島例木の鼻
基点 2	広島市南区金輪島金輪島集会所西の公園敷地北西角前の栈橋西側付け根から護岸沿い北西へ195メートルの所
ア	1 から広島市南区元宇品南端を見通す線と距岸20メートルの線との交点
イ	2 から広島市南区黄金山の高を見通す線と距岸20メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保 1 ～ 4 丁目、日宇那町、向洋大原町、金輪島、丹那町、丹那新町、旭 1 ～ 3 丁目、北大河町、南大河町、山城町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第53号

漁業種類 漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区金輪島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸25メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、海底電線保護区域を除く。
基点1	広島市南区金輪島長浦の鼻南側の護岸南角から海岸沿い南へ35メートルの所
基点2	広島市南区金輪島(※)新来島宇品どつく南側浮棧橋渡橋東側付け根の新護岸西端から海岸沿い南東へ50メートルの所
ア	1から広島市南区似島町オオイカダ鼻を見通す線と距岸25メートルの線との交点
イ	2から安芸郡坂町第六管区海上保安本部広島浮標基地棧橋南側付け根を見通す線と距岸25メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区仁保1～4丁目、日宇那町、向洋大原町、金輪島、丹那町、丹那新町、旭1～3丁目、北大河町、南大河町、山城町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第54号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区元宇品町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1 アを結んだ直線とアイを距岸100メートルで結んだ線とイ2を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
基点 1	広島市南区元宇品広島港東側防波堤南側付け根
基点 2	広島市南区元宇品南端
ア	広島港東側防波堤（離岸堤）と距岸100メートルの線との南側交点
イ	2 から広島市南区峠島北端を見通す線と距岸100メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区元宇品町、宇品海岸1・2丁目、宇品西1～4丁目、日宇那町、皆実町1～6丁目、中区江波東1・2丁目、江波西1・2丁目、江波南1・2丁目、江波本町、西区草津浜町、草津南1・2丁目

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第55号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

広島市南区似島町似島地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	広島市南区似島距岸350メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

広島市南区似島町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第56号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸150メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドック中央から東西へ幅200メートルの区域を除く。
基点1	安芸郡坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所
基点2	安芸郡坂町水尻ベイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ21.5メートルの所
基点3	安芸郡坂町植田マツダスチール(株)第3工場埋立地南西角
基点4	安芸郡坂町植田広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角
ア	1から広島市南区仁保沖町マツダ(株)宇品工場敷地護岸南東角（広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角）を見通す線と距岸150メートルの線との交点
イ	ウから328度19分10秒の線と距岸150メートルの線との交点
ウ	2から323度22分73.2メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第57号

漁業種類

漁業権

第 1 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
あさり	1月1日から12月31日まで
なまこ	1月1日から12月31日まで
しゃこ	1月1日から12月31日まで
えむし	1月1日から12月31日まで
さざえ	1月1日から12月31日まで
あわび類	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイを結んだ2直線とイウを距岸150メートルで結んだ線とウ2を結んだ直線と3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、安芸郡坂町小屋浦国道31号南側町道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外縁の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	安芸郡坂町亀石マツダ(株)埋立地護岸南角（埋立地南側護岸のバラベツト東端）
基点2	海岸線における安芸郡坂町と呉市の市町標識間の中央（護岸の呉市表示板から護岸沿い北へ60.7メートルの所）
基点3	安芸郡坂町小屋浦天地川小屋浦橋（歩道橋）下流側右岸付け根
基点4	安芸郡坂町小屋浦天地川小屋浦橋（歩道橋）下流側左岸付け根
ア	1から188度4.5メートルの所
イ	アから234度の線と距岸150メートルの線との交点
ウ	2から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す線と距岸150メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第58号

漁業種類 漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1アを結んだ直線とアイを距岸200メートルで結んだ線とイウ、ウ2を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、3・4を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及び鯛尾ドッグ中央から東西へ幅200メートルの区域を除く。
基点1	安芸郡坂町鯛尾広島大橋橋脚敷地南東角から護岸沿い東へ62メートルの所
基点2	安芸郡坂町水尻バイサイドビーチ坂北側埋立地北側付け根から護岸沿い北へ21.5メートルの所
基点3	安芸郡坂町植田マツダスチール(株)第3工場埋立地南西角
基点4	安芸郡坂町植田広島呉道路坂南インター入口ループ橋埋立地北西角
ア	1から広島市南区仁保沖町マツダ(株)宇品工場敷地護岸南東角（広島大橋橋脚埋立地に隣接する護岸外角）を見通す線と距岸200メートルの線との交点
イ	ウから328度19分10秒の線と距岸200メートルの線との交点
ウ	2から323度22分73.2メートルの所

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権

公示番号

共第59号

漁業種類

漁業権

第 2 種

共同漁業

漁業の名称	漁業の時期
いそ建・も建網	1月1日から12月31日まで

漁場の位置

安芸郡坂町地先

漁場の区域

記号等	表示
区域	次の1ア、アイ、イウを結んだ3直線とウエを1を中心とした半径200メートルの円弧で結んだ線とエオ、オカ、カキを結んだ3直線とキクを距岸200メートルで結んだ線とク6を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、安芸郡坂町安芸衛生センター埋立地及び坂町亀石マツダ(株)埋立地の捨石の区域並びに坂町小屋浦国道31号南側町道坂小屋浦線ループ式進入道路構造物の海側外縁の線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。
基点1	安芸郡坂町観音崎北西の鼻から南へ1番目の鼻北西端
基点2	安芸郡坂町安芸衛生センター埋立地護岸北西角
基点3	安芸郡坂町安芸衛生センター埋立地護岸南西角（用水路出口右岸角）
基点4	安芸郡坂町亀石マツダ(株)埋立地南西角
基点5	安芸郡坂町総合エナジー(株)坂亀石山油槽所栈橋北側付け根
基点6	海岸線における安芸郡坂町と呉市の市町標識間の中央（護岸の呉市表示板から護岸沿い北へ60.7メートルの所）
ア	1から323度7分50秒12.5メートルの所
イ	アから297度45分30秒54.2メートルの所
ウ	イから332度32分50秒の線と1を中心とした半径200メートルの円弧との交点
エ	2から233度の線と1を中心とした半径200メートルの円弧との交点
オ	3から安芸郡坂町安芸衛生センター埋立地西側護岸に直角に100メートルの所
カ	4から安芸郡坂町亀石マツダ(株)埋立地西側護岸に直角に100メートルの所
キ	5から294度200メートルの所
ク	6から江田島市江田島町屋形石の鼻北東端を見通す線と距岸200メートルの線との交点

除外区域

記号等	表示
-----	----

個別漁業権又は団体漁業権の別

団体漁業権

関係地区

安芸郡坂町

条件

類似漁業権・新規漁業権の別

類似漁業権